

熊本市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等実施要綱

制定	平成19年	7月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成20年	2月	1日	健康福祉局長決裁
	平成21年	6月	24日	健康福祉局長決裁
	平成22年	6月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成24年	6月	13日	高齢介護福祉課長決裁
	平成31年	3月	29日	高齢介護福祉課長決裁
	令和3年	3月	31日	介護保険課長決裁
	令和5年	3月	29日	介護保険課長決裁
	令和6年	3月	28日	健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等の事務に関し、熊本市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第57号）第3条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等の事務は、適正かつ効率的に行うため、関係部門と十分な連携のもとに行う。

(事前協議)

第3条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項又は第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定にあたっては、事前協議を要するものとする。

(事前協議の様式)

第4条 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護、法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護及び法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所の事前協議にあつては、法第78条の2第1項又は第115条の12第1項の規定による申請様式及び第10条に規定する添付書類に準じた書類を提出するものとする。

2 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、法第8条第23項に規定する複合型サービス、法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びに法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所の事前協議にあつては、社会福祉施設等の整備及び社会福祉法人の認可に係る事前協議書の提出の手續等に関する要綱に規定する書類を提出するものとする。

(地域密着型サービス運営委員会における諮問)

第5条 第4条第1項及び同条第2項に基づき提出された協議事項については、熊本市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）において意見聴取を行うものとする。

(事業者の決定及び事前協議の事業採択)

第6条 第5条に基づく意見聴取を行った結果、第4条第1項に関する協議事項については、委員会の意見、国の基準等を総合的に判断して、事業所指定に係る事業者を決定するものとする。また、第4条第2項に関する協議事項については、熊本市社会福祉施設等整備審査会へ委員会の意見を提出するものとし熊本市高齢介護福祉施設整備等及び社会福祉法人の認可に関する審査会設置要綱に定める事務手続きにより、事業所指定に係る事前協議の事業採択可否を決定するものとする。

(指定申請等)

第7条 法第78条の2第1項又は第115条の12第1項の規定に基づく指定は、第6条に基づく事業採択を行った結果、完了検査を経て行うものとする。

2 前項の規定に基づき、指定をしたときは、申請をした者に対して、別記第1号様式による指定通知書及び第2号様式による指令書を交付する。

(指定の更新の申請)

第8条 法第78条の12又は法第115条の21において準用する法第70条の2の規定による申請に基づき、指定の更新をしたときは、申請をした者に対して、別記第3号様式による指令書を交付する。

(関係機関等への通知)

第9条 法第78条の2第1項又は法第115条の12第1項の規定による申請に基づき指定を行った場合及び法第78条の5第2項又は法第115条の15第2項に基づく廃止による届出を受理した場合は、熊本県・国保連合会等へ別記第4号様式による通知を行うものとする。

(指定申請等に係る添付書類)

第10条 厚生労働大臣が定める指定申請書(法第78条の2第1項又は法第115条の12第1項に関するものに限る。)又は厚生労働大臣が定める指定更新申請書(法第78条の12又は法第115条の21において準用する法第70条の2の規定に関するものに限る。)により申請を行う際の添付書類については、別表のとおりとし、参考様式を必要に応じて使用するものとする。

(補則)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年6月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

更新申請に係る添付書類一覧

【別表2】

	添付すべき書類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護(介護予防)	小規模多機能型居宅介護(介護予防)	認知症対応型共同生活介護(介護予防)	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	複合型サービス	標準様式
		申請書付表	付表	付表	付表	付表	付表	付表	付表	付表	
1	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
2	管理者の経歴				△	△	△			△	
3	従業者の資格証の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
4	研修受講の修了証の写し				△	△	△		△	△	
5	平面図	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
6	運営規程	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
7	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
8	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容					△	△	△	△	△	
9	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要					△	△			△	
10	関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容										
11	誓約書(介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないことを誓約する書面)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	役員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	介護支援専門員の氏名及びその登録番号					○	○	○	○	○	

備考1 「△」を付した欄の添付書類は、次のような取扱いになります。
 届出済みの内容から変更がない場合、添付を省略することが可能です。
 届出済みの内容が不明確な場合には、必要書類一式を提出してください。

様

熊本市長

指定地域密着型サービス事業所の指定について（通知）

このことについて、別添指令書のとおり指定しましたので通知します。

なお、事業の実施に当たっては、下記事項に御留意のうえ、適正に実施されますようお願いいたします。

記

1 利用者の意思及び人格の尊重

指定地域密着型サービスは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供すること。

また、提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるとともに、利用者からの苦情に関して本市又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、本市又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

2 関係団体等との連携

指定地域密着型サービス事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及びその他の保健医療福祉サービス提供者との連携に努めること。

3 基準の遵守

指定地域密着型サービス事業の運営に当たっては、介護保険法、同法施行令、同法施行規則、「熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等の関係法令及び関係通知（以下「指定基準条例等」という。）を遵守すること。事業開始後、指定基準条例等に

違反することが明らかとなり適正な事業の運営ができないものと判断されるときには、指定を取り消す等の措置を採ることがある。

4 変更又は再開の届出

介護保険法第78条の5第1項に規定するとおり、指定地域密着型サービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した指定地域密着型サービスを再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、本市に届け出ること。

5 廃止又は休止の届出

介護保険法第78条の5第2項に規定するとおり、指定地域密着型サービスを廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、本市に届け出ること。

6 指定の更新

介護保険法第78条の12が準用する同法第70条の2の規定による指定の更新を受ける場合は、更新の申請を指定の有効期間の満了日の3月前から2月前の間に行うこと。

7 運営規程等の掲示

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項及び市から交付された指令書の写しを掲示すること。

問い合わせ先：

第 2 - 1 号様式

指令 () 第 号

年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者職名 氏名)

熊本市長

年 月 日付けで申請のあったことについて、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり指定地域密着型サービス事業者として指定します。

記

事業所・施設の名称	
事業所・施設の所在地	
事業者名	
事業所・施設の種類	
介護保険事業所番号	
指定年月日	年 月 日
指定の有効期間満了日	年 月 日

第2-2号様式

指令（ ）第 号

年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者職名 氏名)

熊本市長

年 月 日付けで申請のあったことについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の12第1項の規定により下記のとおり指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定します。

記

事業所・施設の名称	
事業所・施設の所在地	
事業者名	
事業所・施設の種類	
介護保険事業所番号	
指定年月日	年 月 日
指定の有効期間満了日	年 月 日

第3-1号様式

指令（ ）第 号
年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者職名 氏名)

熊本市長

年 月 日付けで申請のあったことについては、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の12において準用する同法第70条の2の規定により下記のとおり指定地域密着型サービス事業者としての指定を更新します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業者名	
事業所・施設の種類	
介護保険事業所番号	
指定年月日	年 月 日
指定の有効期間満了日	年 月 日

第3-2号様式

指令（ ）第 号
年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者職名 氏名)

熊本市長

年 月 日付けで申請のあったことについては、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の21において準用する同法第70条の2の規定により下記のとおり指定地域密着型介護予防サービス事業者としての指定を更新します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業者名	
事業所・施設の種類	
介護保険事業所番号	
指定年月日	年 月 日
指定の有効期間満了日	年 月 日

第 4 号様式

発第 号
年 月 日

様
様

熊本市長

指定地域密着型サービス事業者等の（指定・廃止）について（通知）

このことについて、下記のとおり（指定・廃止）しましたので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業者名	
サービスの種類	
介護保険事業所番号	
指定年月日	
指定の有効期間満了日	
電話番号	
F A X 番号	

問い合わせ先：